

I. 事実の概要

- 5 被告人甲は、通りすがりの乙と殴り合いの口論となった。その際、甲は素手及びそばにあった鉄パイプを使用して殴打をするなどして、乙に対して加療約2週間を要する傷害を負わせた。
- さらにその後、甲は、乙がほとんど抵抗しないことに乗じて乙の腕時計を奪ってやろうという気になり、乙のもとへ近づき、「おい、もらっていくぞ。」と言いながら乙の腕から腕時計を奪い取った。その際、甲に極度におびえていた乙が、甲から離れようと後ずさりをしたため、乙はそばにあった側溝に倒れこむこととなり、後頭部をぶつけ、さらに怪我を負った。
- 10 甲の罪責を検討せよ。

II. 問題の所在

- 15 反抗抑圧に足る暴行を加えた後に財物奪取の意思が生じた場合に、さらに新たな暴行が必要となるか。

III. 学説の状況

新たな暴行・脅迫必要説

- 20 財物強取の故意および不法領得の意思が生じた後、さらに反抗抑圧状態を維持・継続させる程度の新たな暴行・脅迫を加えたときに強盗罪は成立する説¹。

新たな暴行・脅迫不要説

- 25 暴行・脅迫の時点において、財物強取の故意および不法領得の意思の存在は不要であり、犯人が前の暴行・脅迫によって生じた抵抗不能の状態を利用し、財物を奪ったものと認められるかぎり強盗罪は成立する説。

IV. 判例

東京高裁昭和57年8月6日判決。判時1083号150頁。

[事実の概要]

- 30 被告人は、金員に窮し、他人の家にしのび込んで金品を窃取するために手ごろな家を物色していたところ、被害者宅にさしかかった。被告人は、被害者を強姦する目的で就寝中の被害者に暴行、脅迫を加えた。その後、被害者が女性でなく男性であることに気付いたため、金品を奪おうと考えるに至り、被害者を縛り上げて反抗を不能にしたうえで、金品を奪取した。

[判旨]

- 35 強姦罪と強盗罪とは、目的、法益の点においては違いがあるものの、暴行、脅迫を手段として被

¹ 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2016年)300頁

害者の意思を制圧し、その意思に処分を委ねられた法益である貞操又は金品を奪うという点においては共通しており、犯罪構成要件の重要な部分である暴行、脅迫の点で重なり合いがあるのであるから、強姦の犯意で暴行、脅迫に及んで抗拒不能とした後、強盗の犯意に変わり、それまでの暴行、脅迫の結果を利用して金品奪取の目的を遂げた場合には、右の暴行、脅迫をそのまま強盗

5 の手段である暴行、脅迫と解してさしつかえがなく、したがって、たとえ強盗の犯意に基づく新たな暴行、脅迫を加えていないときでも、強盗罪の成立を肯定するのが相当であって、暴行、脅迫を行った際の具体的な犯意が異なるからといって強盗の故意がなかったとして強盗罪の成立を否定するのは相当でない。本件強盗罪においては、当初被告人らが強姦の犯意で被害者に加えた暴行、脅迫もその手段の一部であったと認めるのが相当である。

10 [引用の趣旨]

本判決は、財物奪取の意思・不法領得の意思が生じる以前の強姦目的での暴行脅迫を、強盗の手段としての暴行脅迫と認めており、明確に検察側が採用する新たな暴行脅迫不要説に立っていると考えられるため。

15 **V. 学説の検討**

A 説 新たな暴行・脅迫必要説

この説を採用する場合、「新たな暴行・脅迫」は反抗抑圧状態を維持・継続させる程度のもので足り、反抗抑圧状態を招来するに足りる程度のものである必要はないとする。しかしこれは、周囲の状況や被害者の心理状態を含めた行為時の具体的事情に判断されることから「新たな暴行・脅迫」の内容が不安定となり問題となる²

20

よって、検察側はこの説を採用しない。

B 説 新たな暴行・脅迫不要説

この説は、犯人が前の暴行・脅迫によって生じた抵抗不能の状態を利用し、財物を奪ったものと認められるかぎり強盗罪は成立するものであるため、「新たな暴行・脅迫」の内容について問題となることはない。

25

よって、検察側はこの説を採用する。

VI. 本問の検討

30 1 甲の罪責について

2 甲が乙に対して素手や鉄パイプで殴打し加療約 2 週間を要する傷害を負わせた行為(以下、第 1 行為)について傷害罪(204 条)が成立しないか。

① 甲は乙に素手や鉄パイプをもって殴打している。これは乙の身体の安全を脅かすものであり、加療約 2 週間の傷害という人の生理機能に障害を与えるものであった。また、甲は乙に対して暴

35 行の故意を持っている。

² 松原芳博『刑法総論[第 2 版]』(日本評論社,2017 年)238 頁

② よって甲の第1行為には傷害罪が適用される。

3 次に甲の第1行為後に乙の腕時計を奪った行為(第2行為)について強盗罪(236条)が成立しないか。

5 ① まず強盗罪における「暴行または脅迫」とは被害者の反抗を抑圧する程度であることが必要とされる。

10 ② 本件の第1行為は予め財物を強取することを目的として行われたものではないが、ここで検察側はB説を採用するため、新たな暴行は必要なく、甲の第1行為によって乙はほとんど抵抗しない程度までに衰弱していたことからこの「暴行または脅迫」を充足する。また、仮にA説を採用したとしても、おびえている乙に近づくという行為を新たな「暴行」と評価できるため、結論は変わらない。³

③ 加えて強盗罪は他人の財物を強取していると言えるか否かによって判断されるどころ、本件において乙の腕から腕時計という比較的高価であるものを奪い取ったことから后者の他人の財物を強取するという点も満たしている。

④ 以上より甲の第2行為に対して強盗罪が成立する。

15 4 そして甲は「強盗」(240条)にあたり、その甲が乙に傷害を負わせているため、強盗致傷(240条)が成立する。

VII. 結論

甲には傷害罪(204条)、強盗致傷罪(240条)が成立し、両者は併合罪(45条)となる。

20

以上

³ 西田典之(橋爪隆)『刑法各論〔第7班〕』弘文堂(2018) 186,187頁